

インターネット通信販売等適正化事業（消費者庁取引対策課）

令和3年度予算額 82百万円
(令和2年度予算額 82百万円)

資料 5 - 1

事業概要・目的・必要性

（事業の目的）

- インターネット通信販売等（個人間取引を含む）について、事業者による特定商取引法上の広告表示義務の遵守を図ります。

（事業の概要）

- インターネット通信販売等における事業者（個人事業主を含む）の特定商取引法上の広告表示義務の遵守状況を調査し、適宜、事業者に対する行政処分や指導を行うとともに、インターネット・サービス・プロバイダー等に対して違法な広告表示の情報を提供しウェブサイトの閉鎖を求める等の措置を講じます。

（事業の必要性）

- 近年、インターネット通信販売取引においては、取引の増大とともに、プラットフォームを介した個人間取引の増加等の構造変化が見られます。
- 取引の公正及び消費者保護を図るためにには、事業者としての自覚の乏しい個人などの新たな取引主体に対して特定商取引法の遵守を求めることが必要です。

事業イメージ・具体例

委託事業者

民間事業者等の創意工夫やノウハウを活用し自主選択及び消費者庁指示によるインターネット通信販売等における特定商取引法の遵守状況の調査等を実施

【インターネット通販調査】

【個人間取引サイト・オークションサイト調査】

（一定条件を満たす個人出品者を含む）

【テレビ通販調査】

●調査内容

- ・11条（表示義務）
事業者情報、対価、送料、支払時期・方法、引渡時期、返品特約 等
- ・12条（誇大広告等の禁止）
- ・14条（意に反する申込み）
有料申込みであることの認識
申込内容の確認・訂正

◆調査結果の分析

- ・月次報告＜違反傾向等について分析＞
- ・年次報告＜当該年度における違反傾向について分析し多面的な考察等を実施＞

申出・職権探し等による調査指示

違反調査票及び注意喚起文書（案）毎週提出

分析結果を毎月及び年度毎に報告

行政処分

行政指導

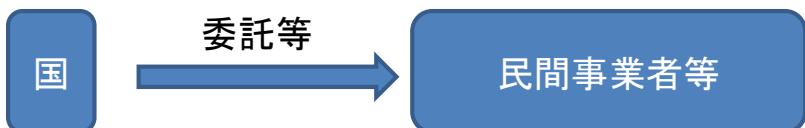
販売事業者

- ・ISP事業者
- ・決済代行業者等（モール）

消費者庁

情報提供

資金の流れ



* 国庫債務負担行為（令和元～3年度）総合評価落札方式により事業者を決定。

期待される効果

- 通信販売をめぐる構造変化に適切に対応し、インターネット上の取引等における不当・不正確な広告表示等による消費者被害の防止を図ります。